

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第 1 6 回平成 2 1 年 1 2 月 10 日開催資料

第 1 7 回平成 2 2 年 1 月 7 日開催資料

戸別所得補償制度及び米の需給調整について



平成 2 2 年 1 月

農林水産省

目 次

1 戸別所得補償制度

- (1) 我が国農業・農村が直面する現実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 戸別所得補償制度に関するモデル対策のねらい・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 水田利活用自給力向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 米戸別所得補償モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 戸別所得補償制度に関するモデル対策の実施体制・・・・・・・・・・ 10
- (6) 今後の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 米の需給調整

- (1) これまでの米の需給調整に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) 戸別所得補償制度における需給調整の基本的な考え方・・・・・・・・ 21
- (3) 今後の生産数量目標の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 戸別所得補償制度の下での需要に応じた生産の実現・・・・・・・・ 23

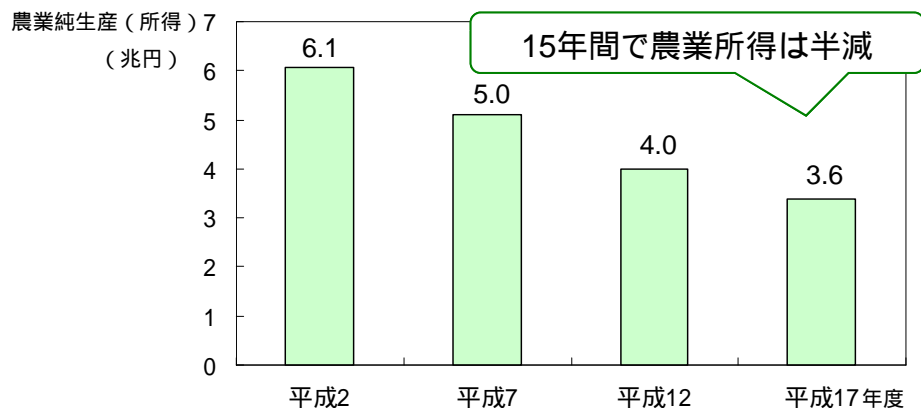
1 戸別所得補償制度



(1) 我が国農業・農村が直面する現実

我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務。

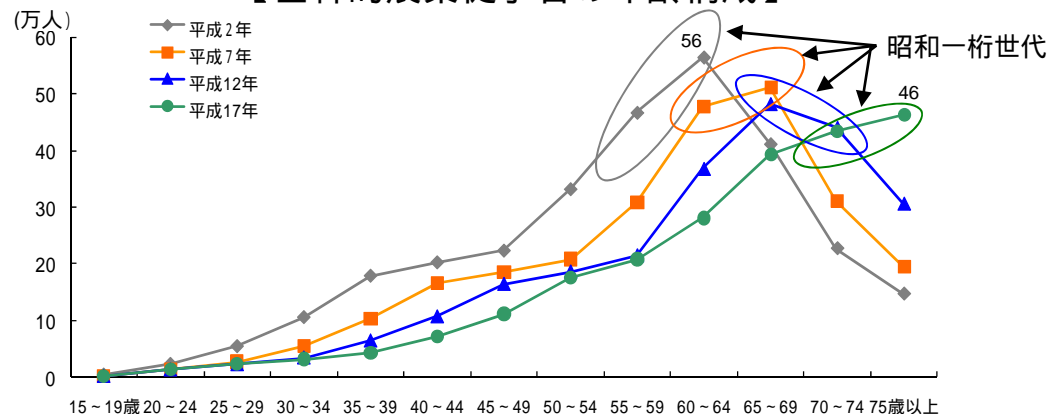
【農業所得の推移】



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産 - 固定資本減耗（減価償却引当額 + 災害額） - 間接税 + 経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

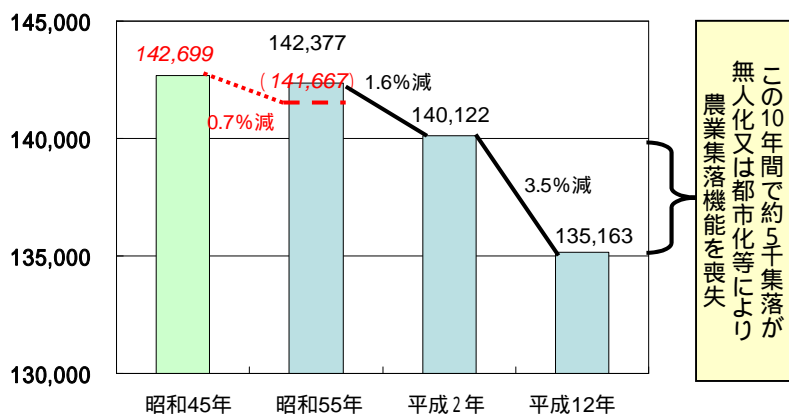
【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

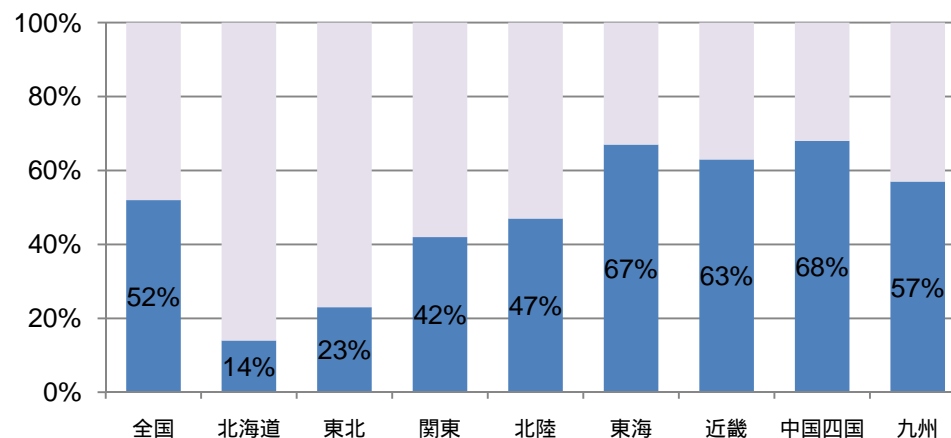
【農業集落数の推移】



注：昭和45、55年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサス」における農業集落調査を基に作成

【農業を主とする担い手のいない水田集落】

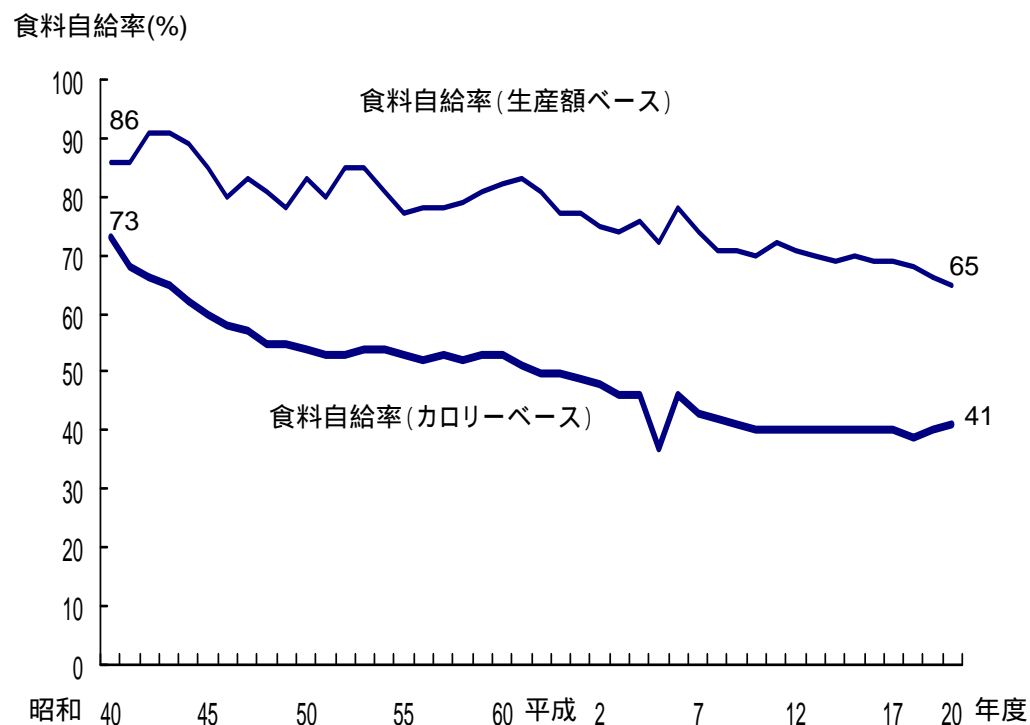


資料：農林水産省「2005年農林業センサス」（組替集計）

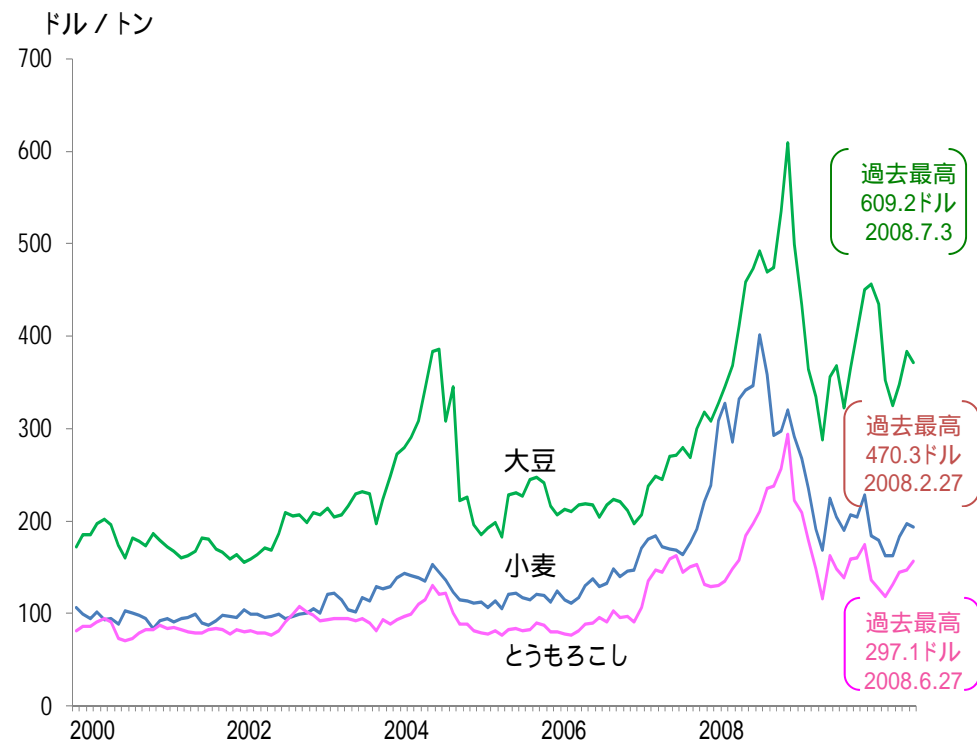
カロリーベースの食料自給率41%は、主要先進国の中で最低の水準。近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。

一方、穀物等の国際価格は、途上国の経済発展による食糧需要の増大等を背景として、2008年には過去最高値を記録。現在は、最高値に比べ大幅に低下しているが、予断を許さない状況。

【昭和40年以降の食料自給率の推移】



【穀物等の国際価格の動向】

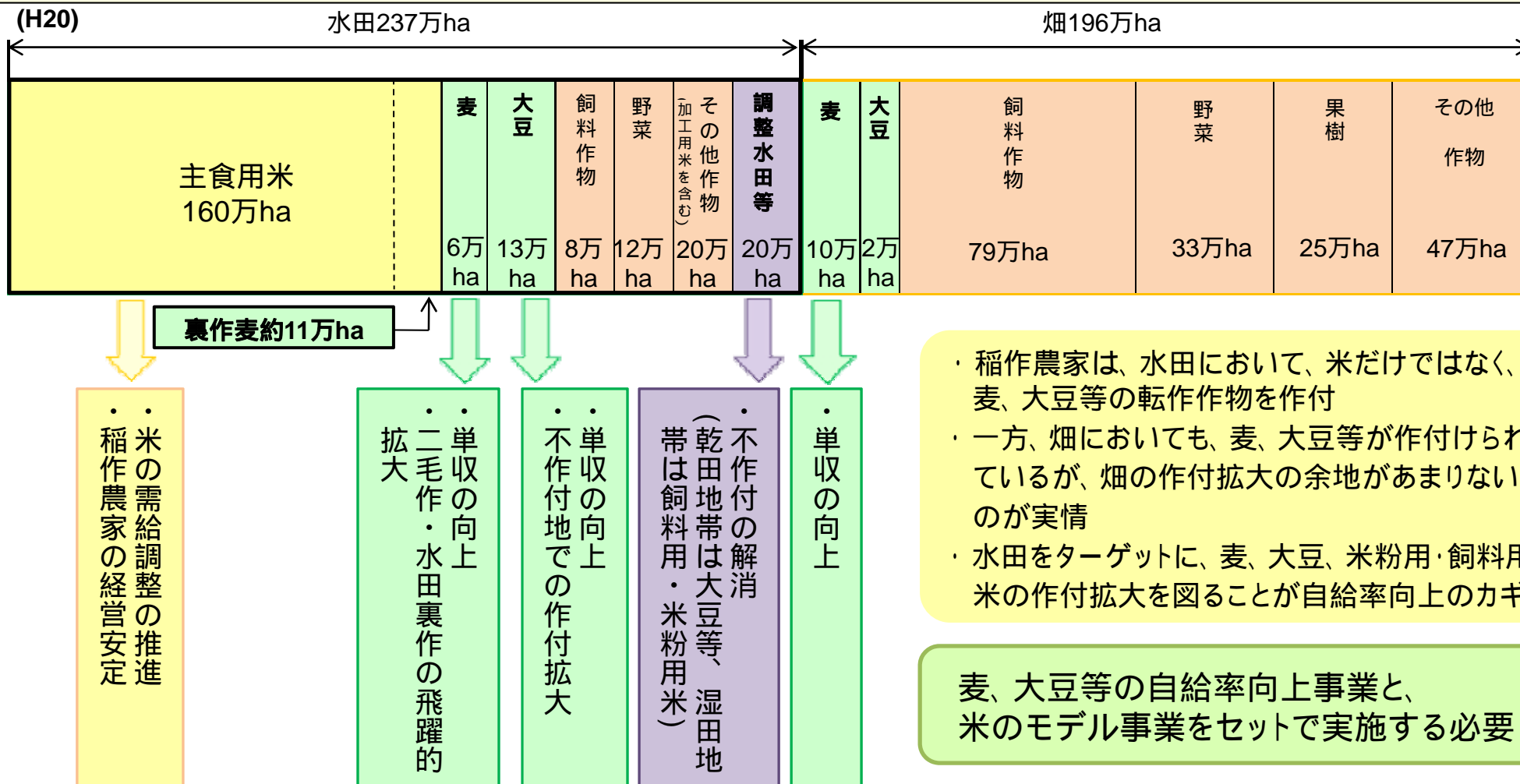


注: シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

(2) 戸別所得補償制度に関するモデル対策のねらい 食料自給率の向上

農地資源に限られる我が国において、食料自給率の向上を図るためには、需給調整を実施する水田を有効に活用することが不可欠。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における米粉用・飼料用米の作付拡大等に取り組む必要。

こうした課題に着実に取り組むには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業(自給率向上事業)」を実施するのと併せて、「米戸別所得補償モデル事業(米のモデル事業)」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支えながら、主食用米以外の作物の増産を促進していくことが必要。



米については、近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっているにもかかわらず、これまでコスト割れを補う支援策がなかったことから、米のモデル事業により、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家を対象として、所得補償をモデル的に実施する。

我が国稲作農業の現状

- 近年の米価下落は、担い手層の経営費の削減ペースを上回っており、稲作の担い手層の所得は10年間で4割以上減少。稲作農家の経営継続が困難になりつつある。
- 担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5～10年後には担い手が急激に減少しかねず、その時になって対策を講じても手遅れとなるおそれ。

担い手層の所得の推移 (稲作3ha以上)

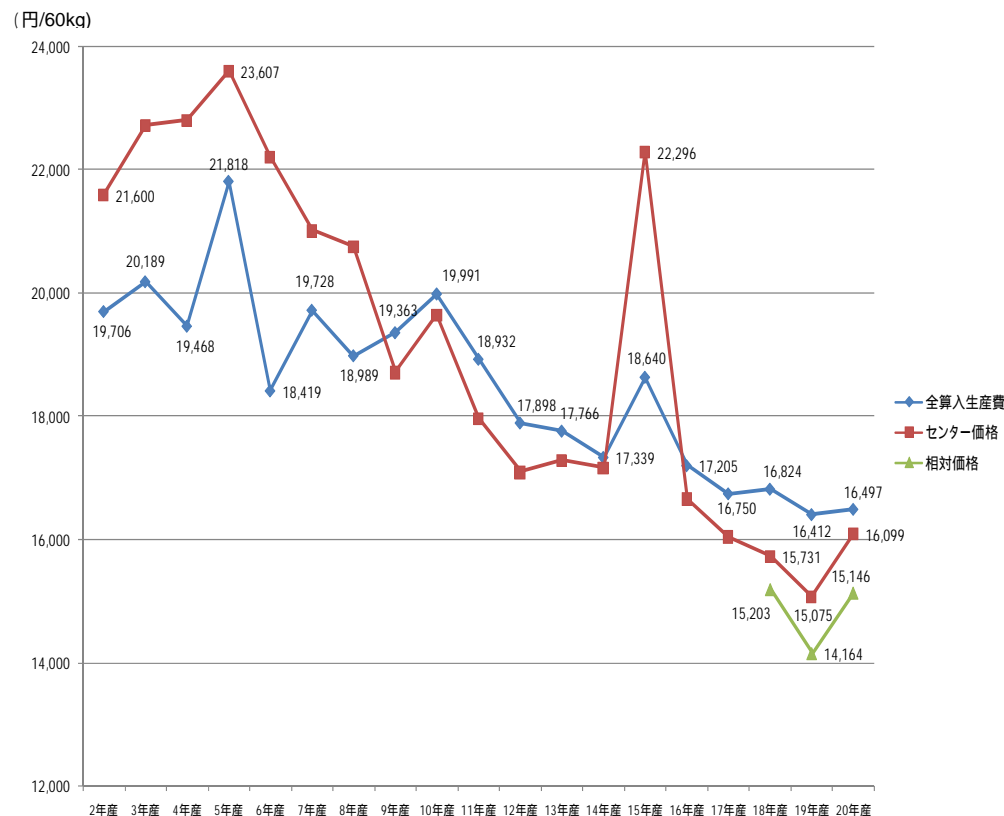
| | 平成9年 | 平成14年 | 平成19年 | 増減率 (%) (9-19) |
|------------|--------|--------|--------|-------------------|
| 米価(農家手取り) | 15,717 | 14,171 | 12,075 | 23.2% |
| 経営費 | 8,483 | 8,016 | 7,822 | 7.8% |
| 所得(米価-経営費) | 7,234 | 6,155 | 4,253 | 41.2% |

資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米生産費統計」
注：米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1,000円と流通コスト2,000円を引いたもの。



米に対して一定額の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保する必要

【米の販売価格と生産コストの推移】



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、
「米生産費統計」

注1：センター価格は、17年産までは銘柄ごと落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

注2：相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

戸別所得補償制度に関するモデル対策のねらい 生産調整の見直し

生産調整達成者のみに麦、大豆等の助成金を交付し、麦、大豆等の生産規制を通じて米の生産調整を行うとともに、達成できない地域や農業者に様々な形でペナルティ的な扱いをするというこれまでの手法を大転換。

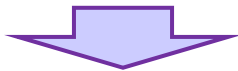
今後は、米の需給調整を米のモデル事業で支援。自給率向上事業では、米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田における麦、大豆等の生産を支援することで、生産調整非参加農家が段階的に需給調整に取り組むことを可能とする。

【米の需給が緩むとの不安について】

従来の対策

米の生産を抑制することを目的に、米の生産調整を麦、大豆等への支援の要件とすることで生産調整の実施を担保

水田において麦、大豆等の生産の支援を受けられるのは、米の生産調整に協力した農家だけ
生産調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを受ける状況



今回の対策

米の需給調整は、米のモデル事業で支援
米の需給調整の達成にかかわらず、麦、大豆等の生産を支援

米の需給調整と関係なく麦、大豆等の生産に対する支援を受けることが可能
これまで需給調整に参加してこなかった農家も、少ない面積から麦、大豆等の生産に取り組むことが可能
米のモデル事業の創設により、需給調整に参加した農家だけが大きなメリットを受けることとなり、不公平感が解消

米のモデル事業において、これまでの需給調整参加者はこれまでどおりの営農を行えば、これまでになかった米に対する交付金が交付される。

これまで需給調整に参加していなかった農家も強力なメリット措置を設けることで新たに参加するインセンティブが生まれる。

自給率向上事業について、米の生産数量目標の達成にかかわらず麦・大豆等の生産を支援することで、従来全く需給調整に参加していなかった農家が、段階的に麦、大豆等を作付けすることが期待できる。



米の生産は抑制的になり、需給の引き締め効果の発揮が期待できるため、米の需給が緩むことにならない。

(3) 水田利活用自給力向上事業

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦、大豆等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保しうる水準を交付。

従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組み。

現行の産地確立交付金と比べ、助成額が減少する地域協議会における影響を緩和するため、単価設定を弾力的に運用する等の激変緩和措置を講ずる。

【交付単価】

| 作物 | 単価 (10a当たり) | 別途経営所得安定対策による助成(10a当たり) |
|----------------------------------|----------------|-------------------------|
| 麦 | 3.5万円 | 4.0万円 |
| 大豆 | 3.5万円 | 2.7万円 |
| 飼料作物 | 3.5万円 | |
| 新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲) | 8.0万円 | |
| そば、なたね、加工用米 | 2.0万円 | |
| その他作物 (都道府県単位で単価設定可能) | 1.0万円 | |
| 二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ) | 1.5万円 | |

【交付対象者】

米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田において麦、大豆等の生産を行う販売農家・集落営農

【単価設定】

- ・ 麦、大豆等の戦略作物については、主食用米並みの所得が得られる水準を全国一律単価で交付
- ・ 戦略作物以外のその他作物については、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物・単価を設定できる仕組み

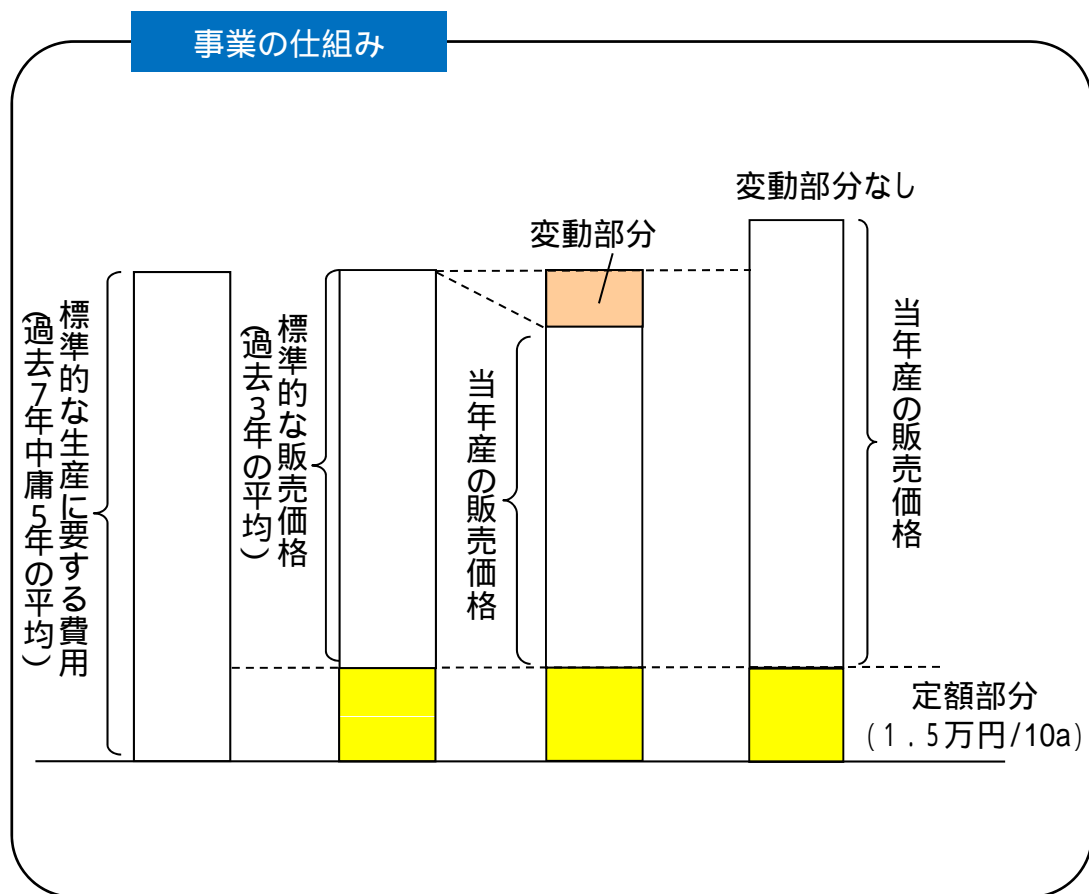
【激変緩和措置】

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

- 単価設定の弾力的運用等
- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果
激変緩和調整枠の設定
- ・ の取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

(4) 米戸別所得補償モデル事業

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付することにより、米の需給調整の実施を支援するとともに、意欲ある農家が農業を継続できる環境を整備。



【交付対象者】

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・
集落営農

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

【交付単価】

定額部分 1.5万円(10a当たり)

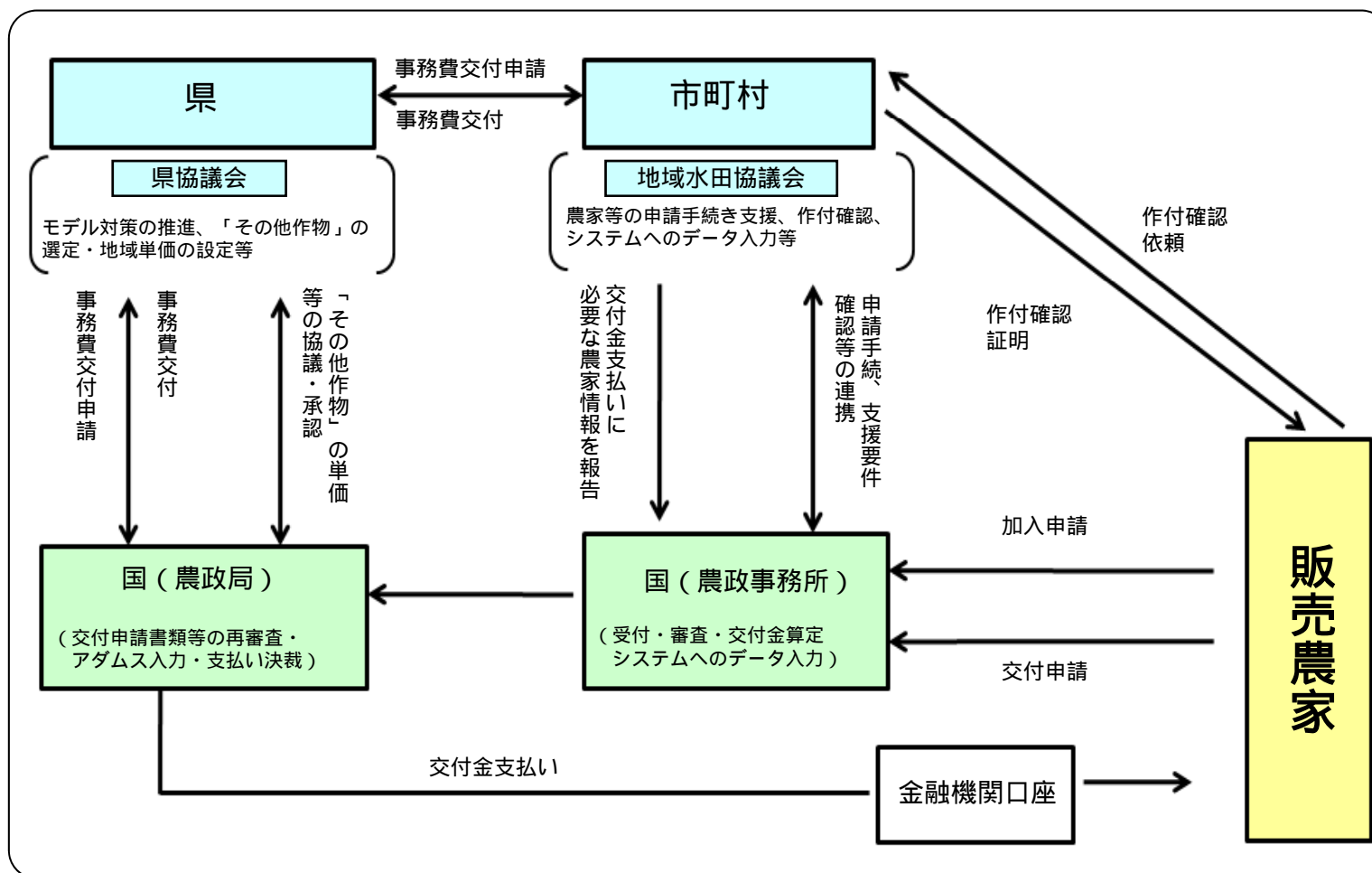
- 標準的な生産に要する費用(経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年中庸5年の平均)と標準的な販売価格(過去3年の平均)の差額を全国一律単価として面積に応じて交付
- 変動部分
- 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

- 生産数量目標に即した生産者に対するメリット措置
- 構造的な赤字に相当する額を交付するとともに、米価変動に対応して、一定の米価水準までの所得を補償
- 全国一律の単価とすることにより、規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、販売価格を高める努力を行った地域ほど、所得が増える仕組み

(5) 戸別所得補償制度に関するモデル対策の実施体制

地方農政事務所(及び地方農政局)が窓口となって農家からの申請を受け付け、所定の手続を経て、農政局から農家の口座に直接支払う仕組み。

米、麦、大豆等の作付確認、電算システムへの入力等の事務については、国と都道府県・市町村とが連携し、地域水田農業推進協議会などの機能を活用して地域ごとに役割分担して行う。



(6) 今後の展開方向

23年度から本格実施する農業の戸別所得補償制度の制度設計に当たっては、米のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ、対象品目、支援内容、加算措置のあり方等の論点について、引き続き検討を行う。

【農業の戸別所得補償制度の検討に当たっての論点】

(1) 対象品目

米のモデル事業においては、恒常的に販売価格が生産費を下回る状況にある米を対象品目としているが、本格実施に当たり、どのような品目が対象となるのか。

(2) 支援内容

モデル事業においては、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を交付することとしているが、対象品目を拡大すると、どのような考え方になるのか。

(3) 対象農業者

モデル事業においては、生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農としているが、本格実施に当たり、このような考え方を維持することとしてよいか。

(4) 支払方法

モデル事業においては、国から対象農業者に対して直接交付金を支払うこととしているが、本格実施においては工夫していくのか。

(5) 加算措置のあり方

モデル事業には位置付けられていない規模、品質、環境保全等の加算をどのように位置付けるのか。

(6) 実施時期

各品目ごとの作付けや支援の実態を踏まえ、どのように検討していくのか。

(参考)

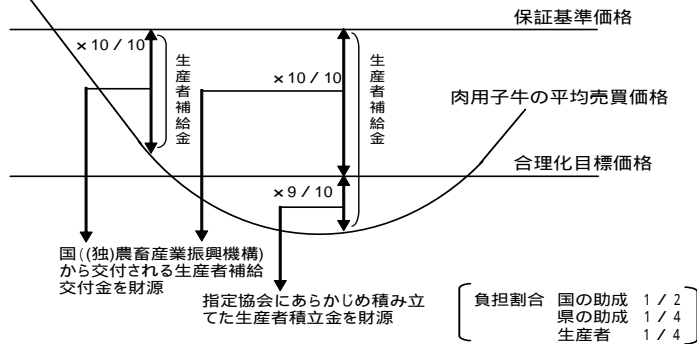
現行の経営安定対策の概要

現行の経営安定対策の概要 畜産

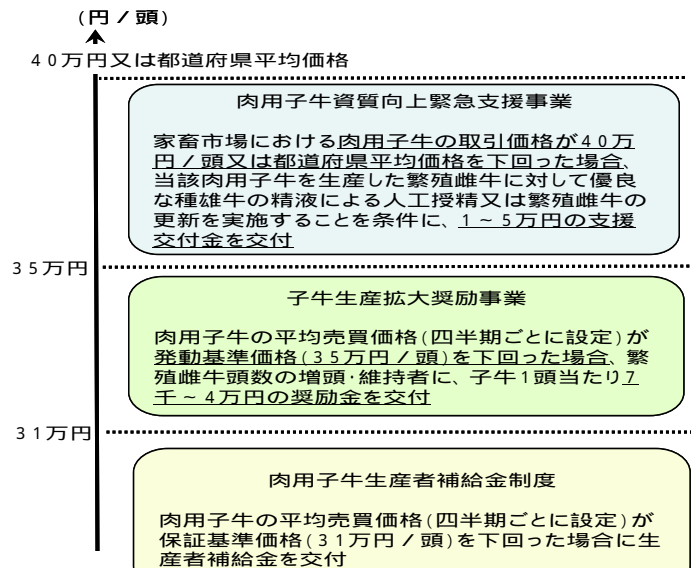
肉用子牛生産者補給金制度等

肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を措置するとともに、本制度を補完する子牛生産拡大奨励事業と肉用子牛資質向上緊急支援事業を措置。

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



その他の肉用子牛対策の概要(黒毛和種の場合)

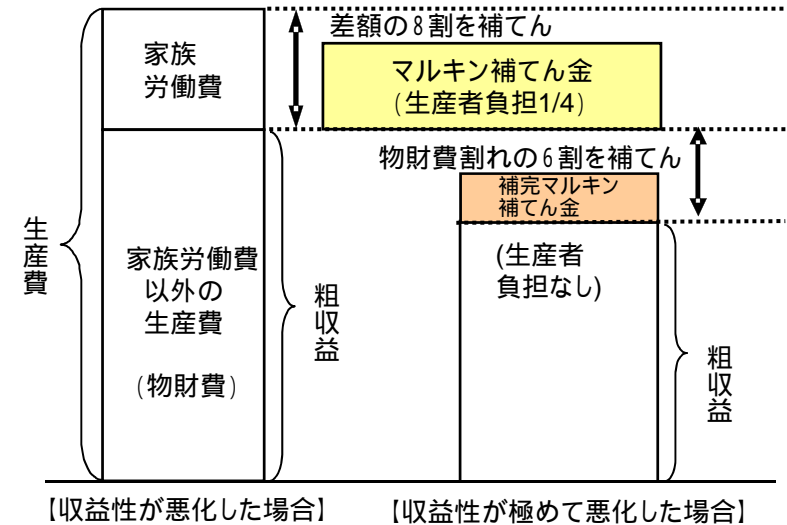


肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)

生産者の拠出と国の助成(1:3)により基金を造成し、収益性が悪化した場合に、家族労働費と推定所得の差額の8割を補てん。

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業(補完マルキン事業)

収益性が大幅に悪化し、物財費割れとなった場合に、物財費割れの6割を国のみが補てん。



マルキン事業の積立金について、生産者は、指定を受けた公益法人に積み立てることにより、当該積立金を課税上損金として取り扱う特例の適用を受けることができる。

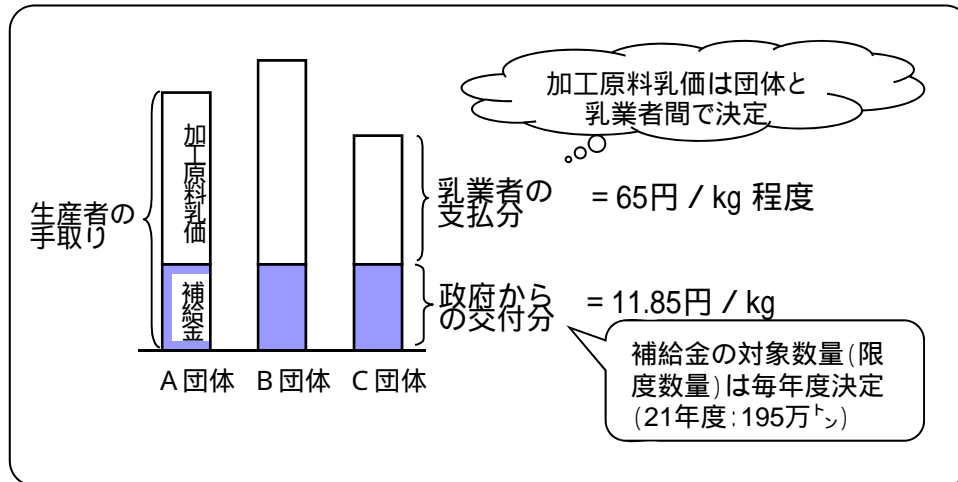
家畜共済事業

牛、馬及び種豚の死亡・廃用・疾病・傷害、牛の胎児及び肉豚の死亡があった場合、加入者に対して共済金を支払。

現行の経営安定対策の概要 畜産

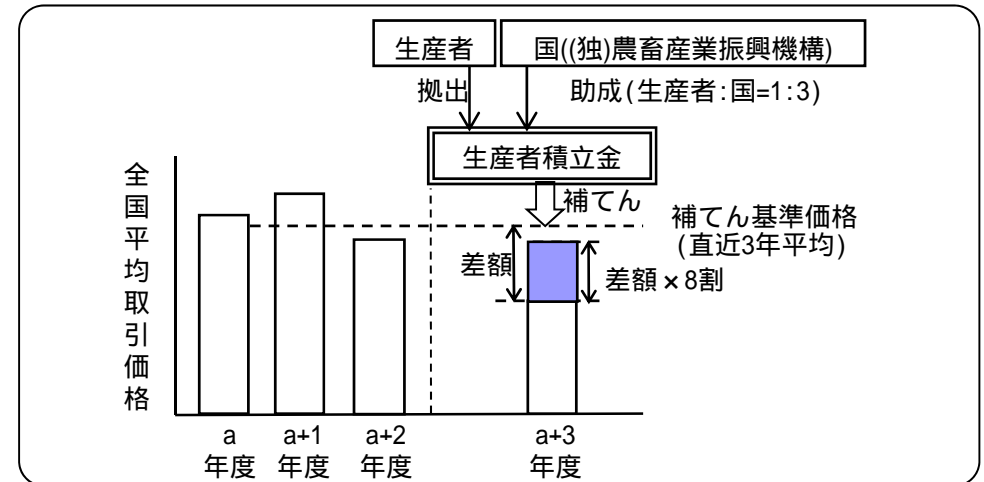
加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。



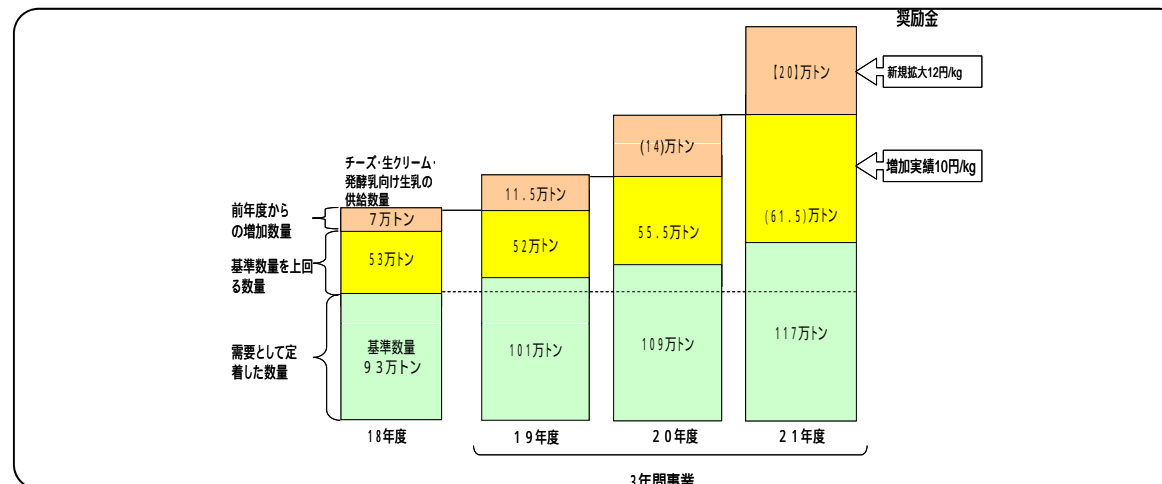
加工原料乳生産者経営安定対策

加工原料乳価が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補てん。



生乳需要構造改革事業

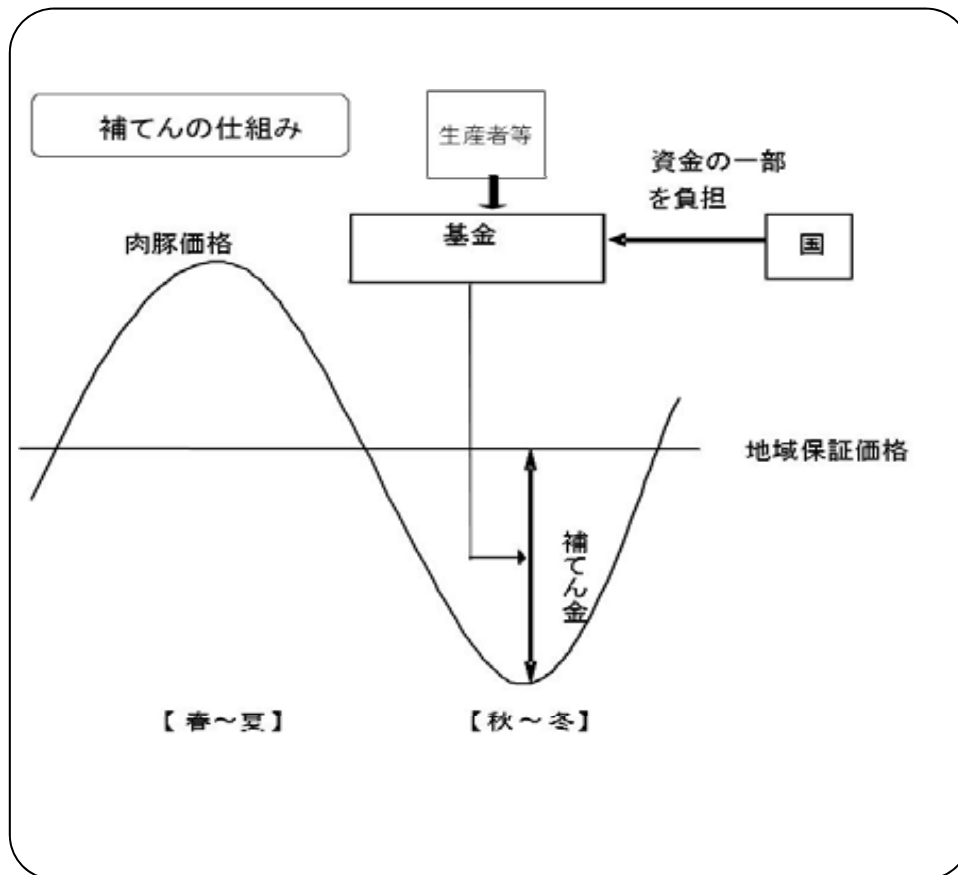
チーズ等向け生乳が基準となる数量を上回って供給された場合に奨励金を交付。



現行の経営安定対策の概要 畜産

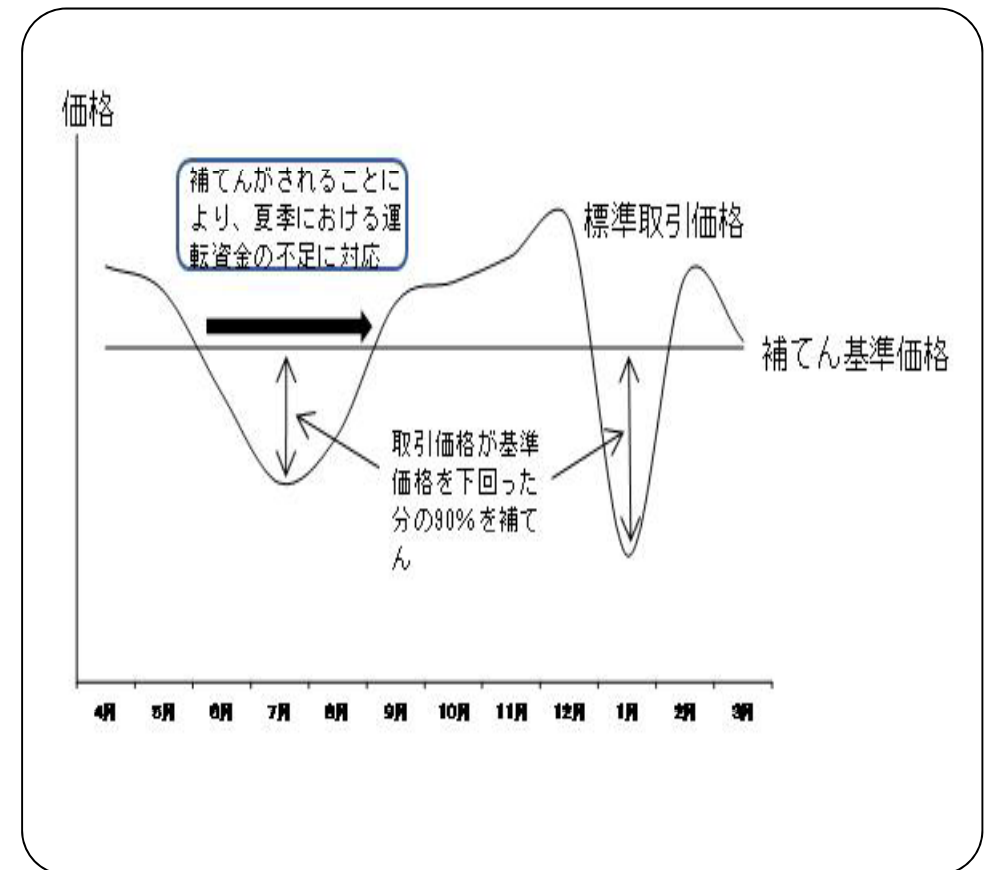
肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業

生産者の拠出と国の助成(3:1)により基金を造成し、生産コスト相当の地域保証価格と販売価格の差額を補てん。



鶏卵価格安定対策事業

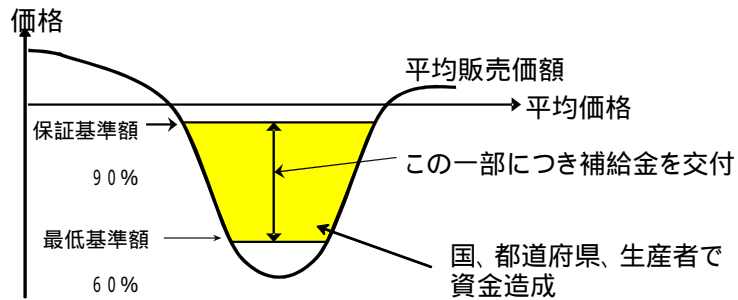
標準取引価格が補てん基準価格を下回った分の90%を補てん。



現行の経営安定対策の概要 野菜、果樹

野菜価格安定制度

野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、対象野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者に対し補給金（(保証基準額 - 平均販売額) × 70 ~ 90%）を交付



・対象野菜は、指定野菜(14品目)

〔キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう〕

・対象産地は、野菜生産出荷安定法に基づき、全国で964産地を野菜指定産地として指定(平成21年5月現在)。

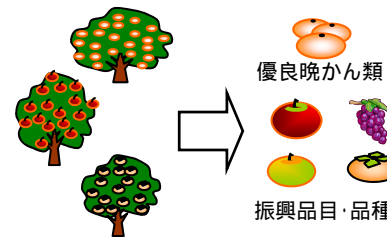
・負担割合は、原則、国60%：都道府県20%：生産者20%

その他指定野菜に準ずる野菜として特定野菜(34品目)を対象とした事業を実施。

果樹経営支援・果実需給安定対策

・担い手が、優良品目・品種への転換、小規模園地の整備等の取組を行った場合に、補助率定額又は1/2の支援
 ・うんしゅうみかん及びりんごについて、計画的な生産・出荷を推進するとともに、一時的な出荷集中時に生食用果実を加工原料用に仕向けた場合に、補給金を交付

果樹経営支援対策事業
 高品質果実の生産拡大を志向する担い手が行う品種や品目の転換、園地整備等を支援



<小規模園地整備等> 補助率:1/2以内
 園内道の整備、傾斜の緩和、かん水施設の整備等

<改植等> 補助率:定額又は1/2以内
 産地計画に位置づけられた振興品目・品種への転換(植え替え費用の助成)

<推進事業> 補助率:1/2以内
 労働力調整システム構築、大苗育苗ほの設置、新技術導入支援等

果実需給安定対策事業

計画的な生産出荷

<果実計画生産推進事業> 補助率:1/2
 摘果の推進指導、生産・出荷計画の策定・実施

出荷集中時対応

<緊急需給調整特別対策事業> 補助率:定額
 一時的な出荷集中時に生食用果実を加工原料用に仕向ける措置の支援
 うんしゅうみかんとりんごを対象

畑作物共済事業

災害等によって畑作物の収穫量の減少があった場合、加入者に対して共済金を支払

果樹共済事業

災害等によって果実の収穫量の減少又は品質の低下による損害があった場合、加入者に対して共済金を支払。また、災害による収穫量の減少又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする方式も選択可能。

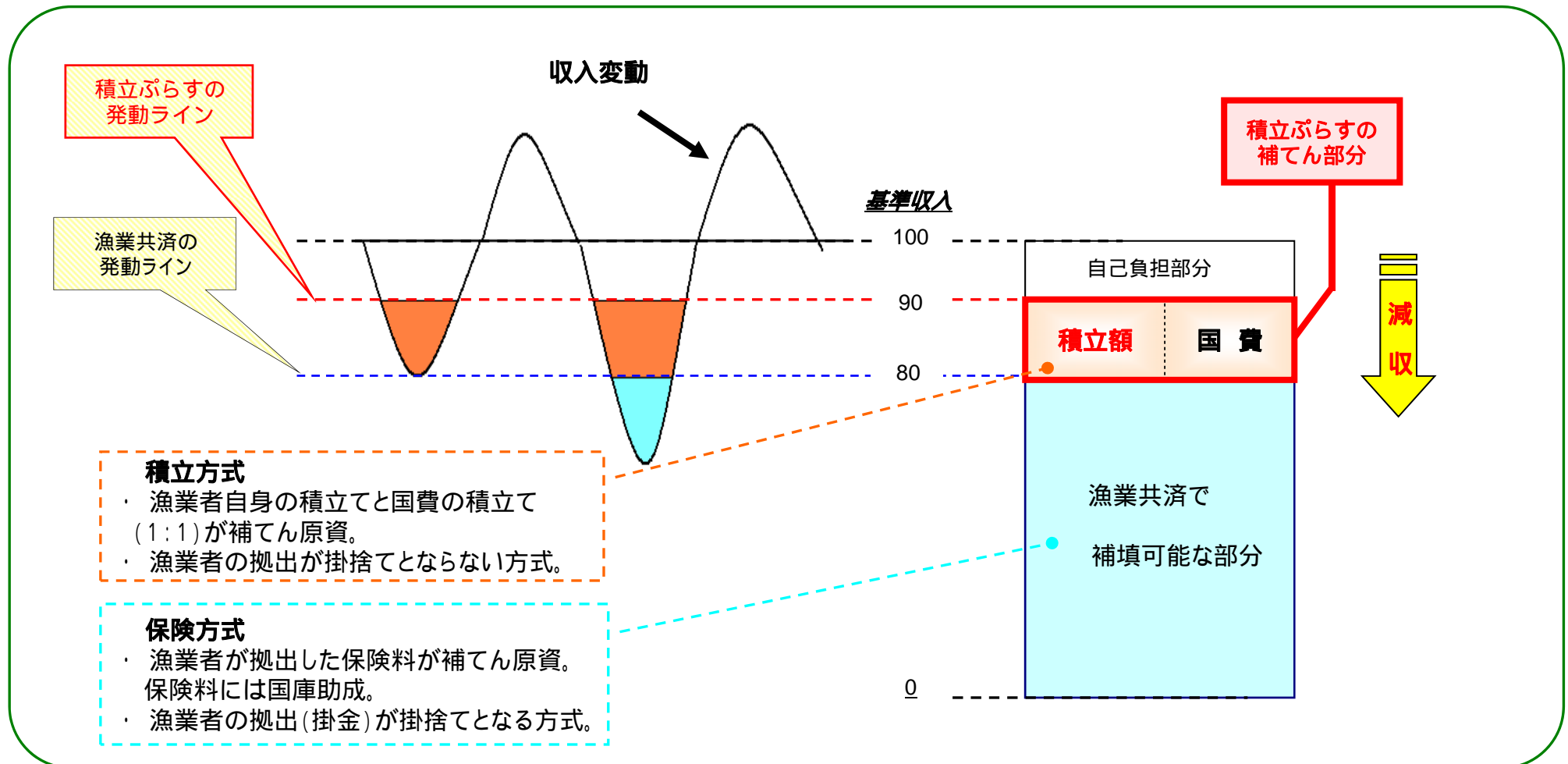
現行の経営安定対策の概要 水産

漁業共済

収入減(水揚量減少、価格変動、事故等)に対する損失を補てん
(原則として80%水準まで補てん)

漁業経営安定対策(積立ぶらす)

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するため、漁業共済に
上乘せする形で補てん(原則として90%水準まで補てん)



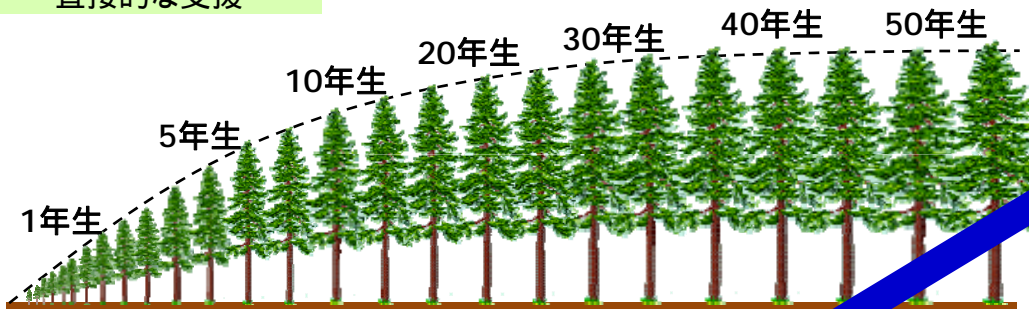
(参考) 森林・林業分野における施業等への支援について

森林・林業政策では、森林整備事業等により森林所有者が行う造林や間伐等の経費に対して直接的な支援を実施
 「森林管理・環境保全直接支払制度」に関しては、今後、森林・林業再生プランに基づき、幅広く検討

現行制度

- ・保安林制度や森林計画制度により適正な森林施業を担保しつつ、森林整備事業や森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者が行う造林・間伐や施業実施箇所の明確化作業などの地域活動等の経費に対して直接的な支援を実施

森林整備事業等による
直接的な支援



森林整備事業

植栽、下刈、除伐、間伐等の事業に要する経費について、一般的に、**国・都道府県で約7割を助成**

| | | |
|----------|-------------|--------------|
| 国 約5割 | 都道府県 約2割 | 所有者負担 約3割 |
|----------|-------------|--------------|

約7割を助成



森林は育成に長期間を要し、必要な経費は間断的に発生
 予算が単年度主義であることから、個々の行為に着目して経費を助成

このほか、

森林整備地域活動支援交付金

施業実施箇所の明確化作業
 などの地域活動を支援



5千円/ha ~
 2.4万円/haの
 支援

「森林・林業再生プラン」(21年12月)における記述

- ・森林所有者等に対する、適切な森林経営の義務づけと間伐等の森林整備を実施する上でのサポートのあり方について一体的に検討

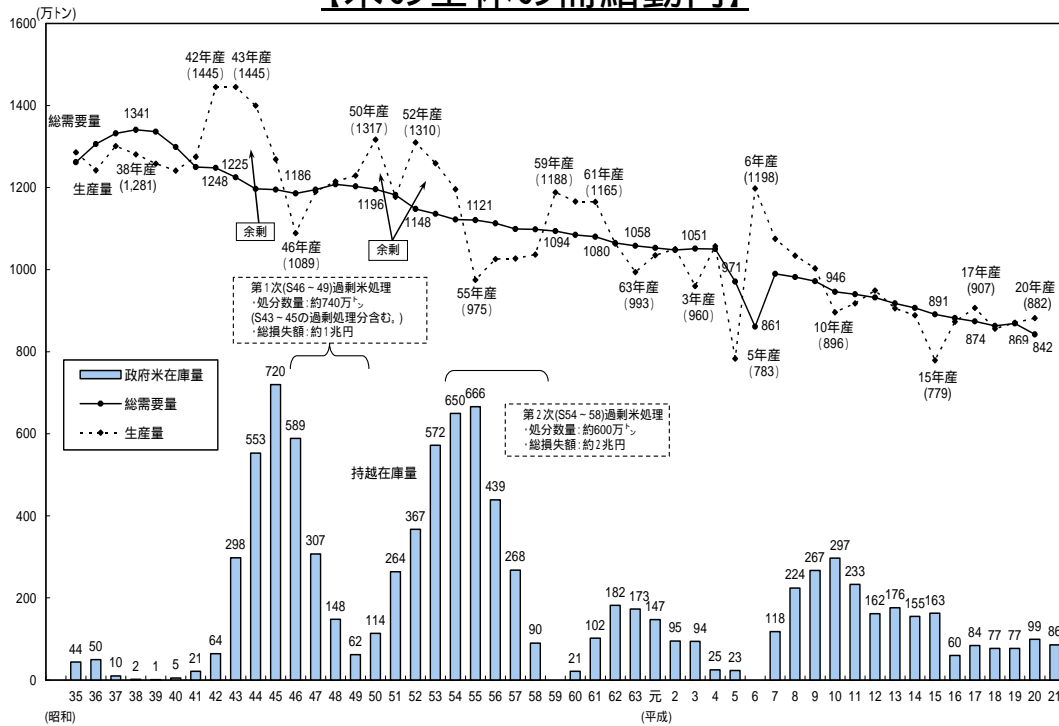
2 米の需給調整について



(1) これまでの米の需給調整に関する課題

国内の主食用米の需要が年々減少し、大幅な需給ギャップが生じている中で、引き続き、需給調整を図ることは必要。しかしながら、これまでの生産調整においては、米について生産調整に参加することに対する明確なメリットがなく、生産調整の参加者と非参加者との間で不公平感がある中で、依然として取組が円滑に進んでいない実態(平成21年産で4.9万haの過剰作付)にあり、農村に閉塞感をもたらしてきた。

【米の全体の需給動向】



【需給調整の取組状況】

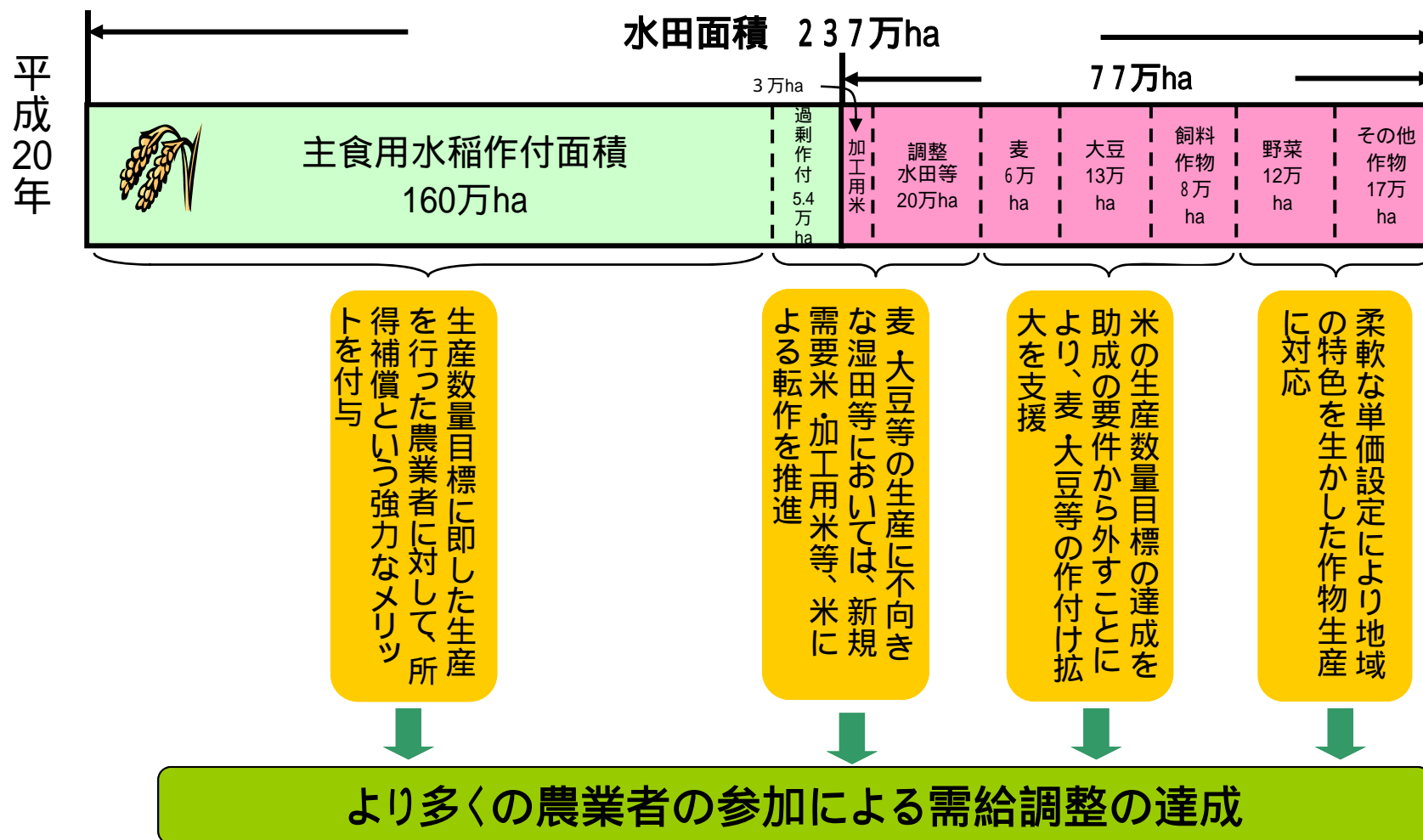
| 年産 | 生産数量目標 | 実生産量 | ②-① | ①を面積換算したもの ③ | 実作付面積 ④ | ④-③ | 実作付面積が 生産数量目標 の面積換算値 を上回る府県 | 作況 |
|----|---------|---------|-------|-----------------|------------|------|--------------------------------------|-----|
| | 千トン | 千トン | 千トン | 千ha | 千ha | 千ha | 府県 | |
| 16 | 8,574.4 | 8,598.8 | 24.4 | 1,633.2 | 1,658.4 | 25.2 | 21 | 98 |
| 17 | 8,510.4 | 8,933.3 | 422.9 | 1,614.9 | 1,652.3 | 37.4 | 22 | 101 |
| 18 | 8,331.0 | 8,397.4 | 66.4 | 1,574.9 | 1,642.9 | 68.1 | 27 | 96 |
| 19 | 8,284.8 | 8,542.2 | 257.4 | 1,566.1 | 1,636.9 | 70.7 | 31 | 99 |
| 20 | 8,149.7 | 8,658.0 | 508.3 | 1,542.1 | 1,596.3 | 54.2 | 20 | 102 |
| 21 | 8,150.0 | 8,311.0 | 161.0 | 1,542.8 | 1,592.0 | 49.1 | 18 | 98 |

注1: ①は都道府県間調整や消費純増策(～H19)による補正を行った後の数値。
 注2: ②は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米・新規需要米等の取組数量を控除したものである。
 注3: ④は、統計部公表の水稲作付面積から、加工用米・新規需要米等の取組計画認定面積を控除したものである。

注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 2. 在庫量は、各年の10月末現在のものである。ただし、平成15年以降は各年の6月末現在のものである。
 3. 米の総需要量は、5年以降は、国産米消費意向量である。
 4. 平成12年10月末持越在庫は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
 5. 生産量は、水稲と陸稲の合計である。

(2) 戸別所得補償制度における需給調整の基本的な考え方

今回の戸別所得補償制度の下では、
 米戸別所得補償モデル事業において、米の生産数量目標に即した生産を行った農業者を対象として米の所得を補償するという強力なメリットを付与
 水田利活用自給力向上事業において、米の需給調整に全面的に参加しなくても、麦・大豆などの生産に対して助成することにより、より多くの農業者が需給調整に参画することを期待。

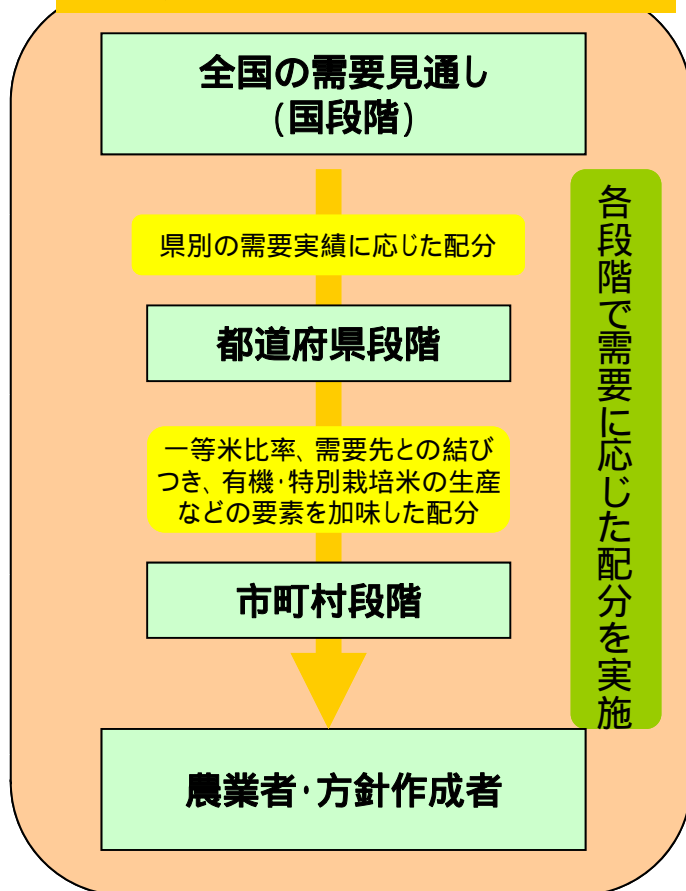


(3) 今後の生産数量目標の設定について

米戸別所得補償モデル事業は、初めて米の生産を直接的に支援するものであり、これまで以上に国民(消費者)が求める米が生産されるよう誘導する必要。このため、引き続き過去の需要実績等を基に生産数量目標を配分することにより、需要に応じた生産を推進。

また、本事業は、米の所得を補償するという強力なメリットを付与することにより、米の需給調整を達成していこうとするもの。このため、できるだけ多くの農業者が需給調整に参加するよう、需給調整に伴う強制感を払拭することとし、22年産以降、ペナルティ的措置を廃止。

【生産数量目標の配分ルート】



これまでのペナルティ的措置

生産数量目標の設定における未達成県へのペナルティ

生産数量目標の配分にあたって、生産数量目標をオーバーした場合に、前年の過剰作付分を目標から控除する等の事後的な調整・ペナルティ的措置を実施

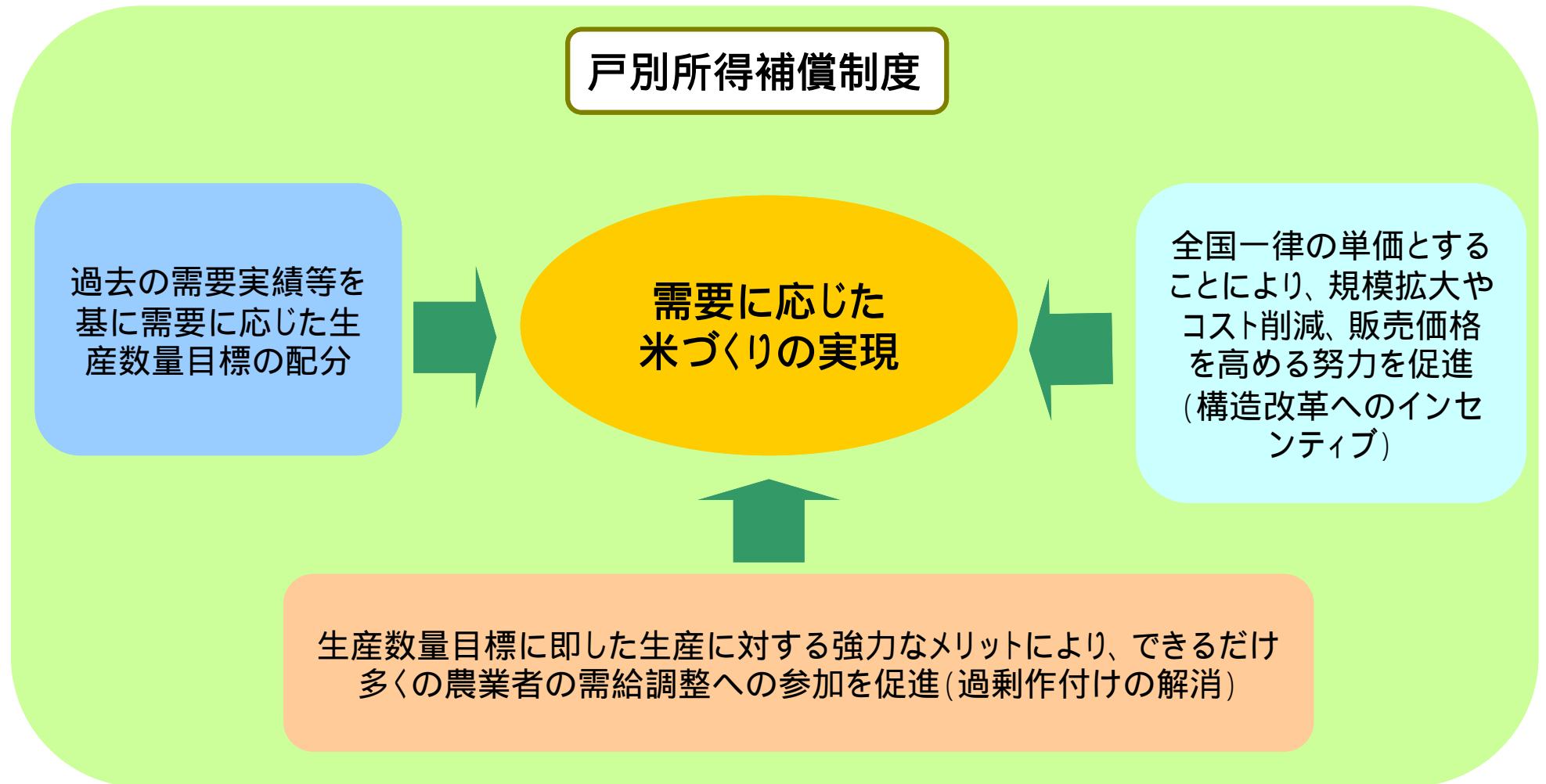
米関連補助事業の優先採択措置

生産数量目標に即して生産した地域に対する、米関連補助事業の採択・予算配分に関する優先採択措置

ペナルティ的措置
を廃止
(22年産以降)

(4) 戸別所得補償制度の下での需要に応じた生産の実現

今後は、戸別所得補償制度の下で需給調整を着実に達成しつつ、需要に応じた米づくりを推進。



参考：22年産米の都道府県別の生産数量目標

| | 21年産米の 生産数量目標 | | 22年産米の 生産数量目標 | | 前年産との差 | |
|-----|------------------|---------|------------------|---------|----------|----------|
| | 面積換算値 | | 面積換算値 | | トン | 増減率 % |
| | トン | ha | トン | ha | | |
| 北海道 | 605,720 | 113,430 | 604,510 | 112,990 | ▲ 1,210 | ▲ 0.2 |
| 青森 | 266,780 | 46,000 | 267,300 | 46,090 | 520 | 0.2 |
| 岩手 | 295,830 | 55,500 | 295,240 | 55,390 | ▲ 590 | ▲ 0.2 |
| 宮城 | 382,980 | 72,260 | 382,210 | 72,120 | ▲ 770 | ▲ 0.2 |
| 秋田 | 467,160 | 81,530 | 461,870 | 80,610 | ▲ 5,290 | ▲ 1.1 |
| 山形 | 381,930 | 64,300 | 381,170 | 64,170 | ▲ 760 | ▲ 0.2 |
| 福島 | 365,000 | 67,970 | 365,020 | 67,970 | 20 | 0.0 |
| 茨城 | 355,040 | 68,280 | 355,390 | 68,340 | 350 | 0.1 |
| 栃木 | 321,240 | 59,600 | 321,790 | 59,700 | 550 | 0.2 |
| 群馬 | 83,160 | 16,830 | 83,250 | 16,850 | 90 | 0.1 |
| 埼玉 | 161,140 | 32,550 | 161,280 | 32,710 | 140 | 0.1 |
| 千葉 | 262,030 | 49,350 | 262,150 | 49,180 | 120 | 0.0 |
| 東京 | 930 | 230 | 930 | 230 | 0 | 0.0 |
| 神奈川 | 14,930 | 3,070 | 14,940 | 3,060 | 10 | 0.1 |
| 新潟 | 570,000 | 105,750 | 557,830 | 103,490 | ▲ 12,170 | ▲ 2.1 |
| 富山 | 207,140 | 38,720 | 206,730 | 38,640 | ▲ 410 | ▲ 0.2 |
| 石川 | 132,700 | 25,670 | 132,430 | 25,520 | ▲ 270 | ▲ 0.2 |
| 福井 | 136,330 | 26,370 | 136,060 | 26,320 | ▲ 270 | ▲ 0.2 |
| 山梨 | 28,620 | 5,230 | 28,750 | 5,260 | 130 | 0.5 |
| 長野 | 206,840 | 33,200 | 205,900 | 33,050 | ▲ 940 | ▲ 0.5 |
| 岐阜 | 121,770 | 24,950 | 122,770 | 25,160 | 1,000 | 0.8 |
| 静岡 | 87,310 | 16,690 | 87,390 | 16,770 | 80 | 0.1 |
| 愛知 | 144,140 | 28,430 | 144,250 | 28,450 | 110 | 0.1 |
| 三重 | 150,020 | 30,000 | 150,260 | 30,050 | 240 | 0.2 |

| | 21年産米の 生産数量目標 | | 22年産米の 生産数量目標 | | 前年産との差 | |
|-----|------------------|--------|------------------|--------|--------|----------|
| | 面積換算値 | | 面積換算値 | | トン | 増減率 % |
| | トン | ha | トン | ha | | |
| 滋賀 | 174,810 | 33,750 | 174,460 | 33,680 | ▲ 350 | ▲ 0.2 |
| 京都 | 80,880 | 15,830 | 80,720 | 15,800 | ▲ 160 | ▲ 0.2 |
| 大阪 | 27,970 | 5,670 | 28,000 | 5,680 | 30 | 0.1 |
| 兵庫 | 193,400 | 38,370 | 193,010 | 38,300 | ▲ 390 | ▲ 0.2 |
| 奈良 | 43,570 | 8,490 | 43,630 | 8,500 | 60 | 0.1 |
| 和歌山 | 36,830 | 7,470 | 37,130 | 7,530 | 300 | 0.8 |
| 鳥取 | 72,510 | 14,030 | 72,360 | 14,080 | ▲ 150 | ▲ 0.2 |
| 島根 | 98,050 | 19,260 | 98,000 | 19,250 | ▲ 50 | ▲ 0.1 |
| 岡山 | 167,000 | 31,750 | 167,230 | 31,790 | 230 | 0.1 |
| 広島 | 138,370 | 26,460 | 138,090 | 26,400 | ▲ 280 | ▲ 0.2 |
| 山口 | 121,870 | 24,180 | 121,630 | 24,130 | ▲ 240 | ▲ 0.2 |
| 徳島 | 60,840 | 12,840 | 60,880 | 12,840 | 40 | 0.1 |
| 香川 | 76,640 | 15,360 | 76,490 | 15,330 | ▲ 150 | ▲ 0.2 |
| 愛媛 | 79,840 | 16,030 | 79,680 | 16,000 | ▲ 160 | ▲ 0.2 |
| 高知 | 51,980 | 11,320 | 52,070 | 11,340 | 90 | 0.2 |
| 福岡 | 197,260 | 39,530 | 197,350 | 39,550 | 90 | 0.0 |
| 佐賀 | 152,530 | 28,890 | 152,220 | 28,880 | ▲ 310 | ▲ 0.2 |
| 長崎 | 66,340 | 14,000 | 67,120 | 14,160 | 780 | 1.2 |
| 熊本 | 206,460 | 40,090 | 207,080 | 40,210 | 620 | 0.3 |
| 大分 | 127,160 | 25,280 | 126,910 | 25,230 | ▲ 250 | ▲ 0.2 |
| 宮崎 | 103,150 | 20,920 | 102,940 | 20,880 | ▲ 210 | ▲ 0.2 |
| 鹿児島 | 120,600 | 25,180 | 120,360 | 25,130 | ▲ 240 | ▲ 0.2 |
| 沖縄 | 3,220 | 1,040 | 3,210 | 1,040 | ▲ 10 | ▲ 0.3 |

注：21年産米の生産数量目標は、都道府県間調整前の数値。

食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論の実施状況 (平成21年11月19日～12月22日)

食料・農業・農村基本計画に関する国民的議論の展開について、昨年11月以降、消費者、生産者、事業者等の国民各層を対象としたシンポジウムや意見交換会等の機会を捉えて、基本計画の検討状況の説明及び参加者との意見交換を行ってきているところ。

標記の期間に得られた主な意見・提案の概要は以下のとおり。

食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論における主な御意見・御要望の概要

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|--|
| <p>生協と東海農政局との意見交換会 (12/8 名古屋市)</p> <p>〔東海農政局管内生協関係者 計47人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手の農業参入は必要であると感じているが、農地の管理は厳密にすべき。農業者の監督の下で農地の貸し付けが行われるべき。 ・全ての年代の人に関わる食育が必要。特に高齢者にもわかる食育を今後どうしていくのか。弱者に対する配慮が必要。 ・有機農業は農薬を減らすことにより、環境にも優しいし、コストもかからなくなり、農家が楽になる。 ・戸別所得補償や米粉、大豆の補償については重要であると思うが、結局価格に上乗せされることになり、消費者が全部かぶることになるのはどうか。有機栽培は価格が高すぎる。 |
| <p>消費者団体等懇談会 (12/11 高松市)</p> <p>〔消費者団体、JA、食品スーパー、県職員等 計約30人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・これから農業に携わっていこうという人が増えていく取っ掛かりとなるような内容の計画としていただきたい。 ・一戸一戸の農家が、お嫁さんも社員の一人と考えるような経営の近代化を図らなければ、6次産業化は難しいのではないか。 ・食料自給率向上は重要であるが、きちんとした情報が消費者に届いていない。特に、外食産業や加工食品は表示に取り組んでもらいたい。 ・消費者が地域の農産物を購入したいと思っているが、生産者は品質の良いものを都市向けに出荷しているなど、生産者と消費者の認識にズレがある。 |
| <p>第21回食の安全・安心に関する意見交換会 (12/18 神戸市)</p> <p>〔消費者団体、一般、行政 計26人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者は日本の食文化を守ろうということで、数年も前からご飯を食べることや、地産地消の活動に取り組んでいるが、なぜ自給率が上がらないのかが不思議。農村に施策がまわっていないように思う。その指導が行き届いていないので農村も活性化しないし、農業も衰退している。 ・なぜ減反政策をしないといけないのか。日本はこんなに狭い土地しかないのに、農地を減らしていくと人口が増えていくのに何を考えているのだろうと思ったことがある。自給率40%に関係してくる事柄であり、これからの施策を考えていただきたい。 ・沢山の野菜を輸入しなければいけないほど野菜は足りないのか。大手の企業が外国の土地、賃金が安いから逆輸入しているのか。無駄なことでエコになっていない。過疎化で米も作れないところになぜ野菜を作らないのか、悪循環が農業を衰退させていると思う。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|---|
| <p>青年農業者の人材育成セミナー ・九州農政局長と語る会 (12/22 熊本市)</p> <p>〔 青年農業者、県職員 計42人が参加 〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率についてはカロリーベースで計算され、その向上を目指していると思うが、野菜等、カロリーに反映されにくいものも重要であり、これらについても考えて欲しい。 ・農村の6次産業化について、6次産業化する前の生産過程（農作物）でのバックアップは今後してもらえるか。また、農業経営者は、農業技術の他に、コスト分析、マーケティングなど多様な農業生産以外の技術や知識・ノウハウが必要。このような農業経営者を育成していく対策案等はあるのか。6次産業化に向けての手法などは指導してもらえるのか。 ・地域に根付き、自治組織や地域行事の運営の担い手として参画しながら家族経営を中心に農業を営んでいる我々のような農家が、今後「儲かる」農業をしていくためには、どうしたら良いか。 ・農業へ新規に参入しようとする、土地・農機具などの取得・整備に500万～1000万円程度かかる。支援事業等が減ると想定されるなかで、新規参入者はどのようにしていけばよいか。 ・お金という訳でなく、行動として我々青年農業者等への支援を今以上にしてほしい。 |

食料・農業・農村基本計画に係る国民的議論における主な御意見・御要望の概要

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|---|---|
| <p>新たな食料・農業・農村基本計画を検討するための意見交換会 (12/9 北海道)</p> <p>〔消費者団体、農業者、農業団体、商業団体、市民団体、行政関係 等 計42人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産を選んで食べる教育を基本計画の中で唱って、これからの子供達に食農教育をしっかりとやってほしい。 ・ 今回の基本計画見直しの中で、望ましい担い手の姿見えてこない。方向をしっかりと示してほしい。 ・ 地域毎の色々な農業の在り方を認め、そこで働く方、特に後継者がその地域に住みたい、農業を続けたいと思えるような基本計画となることを強く希望する。 ・ 食料自給率向上、所得補償を制度化する上での農業生産コストの負担割合（生産者、消費者、国）などの国民的コンセンサスについて国がPRを行うべき。国民に安定感があり、将来展望が開ける方向性のはっきりした基本計画が必要。食の安全のためのGAP、HACCPなどに生産側への支援が必要。全国一律から地方裁量を待たせた制度設計としてほしい。 |
| <p>平成21年度農林水産情報ネットワーク事業 情報交流モニター等交流会 (12/18 岩手県)</p> <p>〔農業者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター、話題提供者 計5人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業は一言で市場性とは言えない特別な施策が必要な産業分野ではないか、産業の特色からいって他産業と同様に市場競争で戦えといえない部門ではないかと感じている。農業は経営学だけの絞った経営をすると、農業本来の良さがなくなってしまう。 ・ 自給率低下に対する対策、耕作放棄地対策等自国で必要な食料を自国でまかなうのに税金が使われることに自覚ある消費者として志す勉強も必要 ・ 安全・安心を消費者の方がどの程度まで考えているのか。農業者はトレーサビリティに取り組んでいるが、そこに消費者が1円でも2円でも高くても良いと思うかどうか。安全・安心を崩壊させなければ自給率向上に繋がると考えている。 ・ 事例として、6次産業アドバイザーを作り、個人の所得を上げるよう支援、ビジネスチャンスを与える支援を行っている。この取組みが結果として地域の自給率を上げていること、やる気のある生産者を育てることに繋がると感じている。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|---|--|
| <p>平成21年度農林水産情報交流ネットワーク事業秋田モニター交流会 (11/26 秋田県)</p> <p>〔生産者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター、秋田県農林水産部農林政策課、秋田農業協同組合中央会地域政策部 計10人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全に関する情報について、マスコミ報道に頼っているため、その情報を信用するしかない状況にある。 ・ 生産者・流通加工業者・消費者それぞれが、再生産可能な販売価格、適正流通、適正価格で購入することが必要であるが、現状では政策誘導によるところが大きい。 ・ 戸別所得補償制度は、納税者が支える仕組みに変えていくことだと思っているので、生産目標・所得目標も明示してほしい。 ・ 県内産農産物を原料として製造（味噌・醤油・うどん・そば）した場合、希望するような品質のものがない。 |
| <p>平成21年度モニター等交流会 (12/15 福島県)</p> <p>〔情報交流ネットワークモニター、農業者、流通加工事業者、消費者 計16人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別所得補償制度に期待している。導入後は政策を継続して欲しい。 ・ 国産農産物の消費拡大を推進して欲しい。 ・ 米粉及び飼料米に関する需要情報が欲しい。また、米粉を更に生産・消費できる体制づくりを進めるとともに、学校給食における利用拡大を図って欲しい。 ・ 生産者と消費者、行政と国民との交流機会を増やし、信頼性の確保を図って欲しい。 |
| <p>「第35回石川県生活学校大会」 における対話集会 (11/9 石川県)</p> <p>〔生産者団体、事業者、消費者、行政 計約140人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消に取り組みたいが、地場産品を使ってる店の情報などが消費者には届いていない。直売所は郊外が多くもっと身近なところがあると有り難い。 ・ 地産地消は食の安心や地球環境問題とも関わりがあり、口で言うだけではなく、自ら消費拡大に努めていきたい。 ・ 大根の葉など捨てない工夫が大事。ごみと思わず調理すれば美味しく食べられ自給率向上にもつながる。生産段階での野菜廃棄も減らせないか。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|--|
| <p>石川県食品安全安心対策懇話会 (10/9 石川県)</p> <p>〔生産者、流通業者、食品業者、消費者、行政 計33人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自給率向上のためには、地産地消はもとより、堆肥や飼料の自給率を上げていくことが必要。大量の食品ロスを堆肥や飼料に活用してはどうか。 ・ 水田は食料生産のためだけではなく、水を張ることにより生きものが生息できる環境が確保されるという面からも重要。 ・ 自給率や食品ロスの問題は、まだまだ一般の認識は高くない。行政は、今日のような説明内容について、マスコミやメディアも活用して、どんどん普及啓発して欲しい。 ・ 以前と比べると、地元の食材を使うのであれば少し高くてもよい、という消費者が増えてきた。農業が、このようなお客さんとどのようにつながっていくかが課題だが、一次加工しないとかなかつながらない面がある。農業と食品産業が手を組んでいくことが必要。 |
| <p>「戸別所得補償制度に関する説明会」 (12/8 石川県)</p> <p>〔生産者団体、行政 計約120人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額部分の単価、交付スケジュール、地域協議会の役割など、制度全体について早く具体的に示して欲しい。 ・ 調整水田が認められないと相当の農地について支援が受けられないこととなり、自給率向上につながらない。 |
| <p>平成21年度耕畜連携たい肥利用推進研修会 (11/25 石川県)</p> <p>〔生産者、事業者、消費者、行政 計120人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消には、営利、経営効率、費用対効果等測れない感覚的なものが大切な要素になる。 ・ 環境に配慮した生産物の流通が大切。 ・ 自給率の向上も大切だが、食のリサイクルということについても積極的に取り組む必要。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|---|
| <p>岐阜県における「食料・農業・農村基本計画の検討状況」についての意見交換会 (12/11 岐阜県)</p> <p>〔 農業者、生産法人、消費者、流通業者、農業団体、行政 計 13 人が参加 〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別補償制度のように、弱い者の立場を保護する施策では農業は弱体する一方であり、高く売れるもの（有機や付加価値の高いもの）の販売促進をする施策を打ち出すべきではないか。 ・ 生産者は、量販店等に非常に厳しい条件を突きつけられ苦しんでいる。価格について対等な立場となるような施策をお願いしたい。 ・ 残留農薬は少しでも基準を上回っていれば健康被害発生するなどよく言われるが、必ずしも正しいとはいえない情報が氾濫している。農薬に対する正しい認識を、広く発信して欲しい。 ・ 自給率をあげることも重要だが、コンビニの発達等で、余った食材が廃棄される量が増えていることはもったいないといつも思っている。こちらの方の施策もお願いしたい。 |
| <p>愛知県における「食料・農業・農村基本計画の検討状況」についての意見交換会 (12/18 愛知県)</p> <p>〔 農業者、消費者、食品流通事業者、農業団体、行政 計 12 人が参加 〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入農産物の安全性のチェックと国産品の（自主的）安全性のチェックでは大きく違う。この点も国産との価格の差となっていると考える。単に安価な農産物という言葉ではなく、「適正な価格」というものを理解していただくように情報発信すべき。 ・ 6次産業化をすべてできる訳ではない。1次産業としての農業で所得を確保できることを目標にすべき。 ・ 農商工連携では、クラスターマネージャーの力量が成功を左右する。育成支援施策をお願いしたい。 ・ 安全な農産物を栽培する努力は惜しんでいないが、ポジティブリスト制度による農薬の規制について、マイナー作物に使える農薬が限られるので、農薬の試験・登録について、支援をお願いしたい。 |
| <p>三重県における「食料・農業・農村基本計画の検討状況」についての意見交換会 (12/15 三重県)</p> <p>〔 農業者、消費者、食品事業者、農業団体、行政 計 18 人が参加 〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の基本計画で達成できなかったところを分析し、その問題点を列記し、それを解決するような基本計画とすべきではないか。 ・ （この地域で）一番危機意識を持っているのは、農業者が10年後にはもういなくなってしまうこと。今後の高齢化社会は、農村部に限ったことではなく、都市部でも同じだと思うが、何らかの施策を考えて欲しい。 ・ 食育については、現状のマスコミ等の発信方法だけでなく国民的運動とすべき。それには、若いお母さんに興味を持たれるようにすることが必要。 ・ 今までの施策は、難しくて農家への説明が大変だった。皆さんが理解できるわかりやすい施策をお願いしたい。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|---|
| <p>新たな食料・農業・農村基本計画に係る意見交換会 (12/16 滋賀県)</p> <p>〔生産者、事業者、消費者、農業団体、行政機関 計12人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自給率の低下は、米の消費量の低下と正比例の関係。農業の問題は消費者が招いた結果といえよう。農水省は生産者への施策はもちろん必要だが、消費者への教育をもっとやるべき。消費者が農業について知る場所も機会もない。農業を応援してきた、一消費者から言うと、日本の農業はヨーロッパのように手厚く保護されるべきである。 ・ 農村地域の6次産業化について、概念では理解するが、具体的にどういう形にするのか、イメージがわからない。コーディネーター等により形作りの仕組みがあればいい。 ・ 農家は経営者の視点を持って、付加価値をいかにつけるかの努力をしていくべき。単に作るのではなく、差別化をはかり、独自の商品を作れば、それは世界にひとつのものになるので、頑張ってもらいたい。 ・ 基本計画の前提となる、大きな目標が見えてこない。将来像を明確に示して頂きたい。6次産業化の取組は経営体の熟度が異なるので一律にするのは難しいのではないか。 |
| <p>新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見交換会 (12/21 京都府)</p> <p>〔京都府、京都府下消費・生産者団体代表、JA 計12人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト制への対応やGAPの導入は農家への負担が大きいわりに、価格に転嫁できないのが問題。農家への普及や消費者への理解など国が強力に関与すべき。 ・ 食とか農が国の基本なのだということの国民的合意が必要。消費者と生産者は価格面では相反するが、農業の必要性を認識することが理解を促す。農業への所得補償や多面的機能への評価としての直接支払いを充実させる必要がある。 ・ 様々な機能を担う都市農業の位置づけが記載されていない。税負担が大きく、都市農業における相続税の緩和等がないと維持できない。 ・ 全国一律の考え方により、これまで地域で守ってきた特産物が消えてしまう懸念。京都府内においても北部、中部、南部では農業の形態が異なる。地域にあった施策なり計画として欲しい。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|---|
| <p>新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見交換会 (12/17 大阪府)</p> <p>〔農業生産法人、農業団体、消費者団体、流通業者、製造業者、大阪府、市町村計16人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率41%を、消費者皆、危機的に思っている。国がマスコミ媒体等を通じて、国民に危機感を積極的に訴える必要有。若い人達に国全体で教える、地域で教える、二重三重に教える機会が必要。 ・現在、中食等が増えているが、これに国産農産物を使用するのは価格面から難しくこうしたことが農産物の輸入の増大の要因になっている。農林水産省がこれまでやってきたことは、供給面をどうするかに重点が置かれていて、消費面、供給者と加工業者、販売業者をどう結ぶかという視点に欠けていたのではないか。これからは供給面だけでなく、需要面にもスポットを当てる政策をお願いしたい。農産物を使用する加工業者、小売業者等に対してどのような施策を行なうのかという視点での検討をお願いしたい。 ・基本計画の中で都市農業について、農振農用区域等の問題が配慮されていない。都市部においては開発圧力が強いことから農地を農業の側からだけで守ることは難しい。都市側がこれ以上市街化区域を膨張させないような施策がとれないか。農林水産省と国土交通省が連携をとって、農地の保全に当たっていただきたい。 ・農業機械が発達しても、農業はまだまだ労力がかかる。労力を軽減する新しい農業技術や環境に配慮した農薬開発や技術開発を推し進めて欲しい。 |
| <p>新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見交換会 (12/17 奈良県)</p> <p>〔奈良県指導・女性農業士、農業者、農業法人、集落営農組織、消費者、奈良県農業協同組合、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業会議、大和高田市、上北山村、奈良県農林部計24人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農産物価格が下落し農業所得が確保できない。安価なものを消費者が求めており、価格を消費者が決めているのではないか。この事は他産業と比較してもおかしいと感じる。「価格崩壊」について皆で一度考えて欲しい。 ・消費者の立場では安全・安心な食料を安定的に供給してもらうのが一番の願い。価格が安く農業が成り立たないということを知ったが、消費者だけでなく社会全体で考えるべきか。 ・鳥獣被害が多発し、2～3年続けて被害を受けると農家の生産意欲は阻害される。生産振興の側面もあるが中山間地の生活を守るという側面から鳥獣害対策を考えるべき。他省庁とも連携し地域対策としてやらないと農村は守れない。 ・農業の6次産業化はプロデューサーの育成が必要である。ただし、農村からは高齢化等により生まれ難いのではないか。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|---|--|
| <p>新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見交換会 (12/18 和歌山県)</p> <p>〔生産者、消費者、和歌山県、和歌山市、県中央会、県農、JA和歌山 計17人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小さいときからの食育を文科省と連携を強化し、農業体験を義務づけるなどの取組が必要。消費者教育を充実すべき。 ・米の価格は安定しているが、野菜や果樹の価格変動が大きいことから、野菜や果樹の戸別所得補償の方がメリットがあるのではないかと。兼業農家よりも専業農家に戸別所得補償を実施して欲しい。 ・農業者に価格の決定権がない。スーパー等の要望に従い、手数料をとられ、一番弱い農業者にしわよせがくる。流通システムを変えていく必要がある。 ・中山間直接支払制度は、集落で話し合いをし協力して村の運営ができていますので非常に有効な制度となっているので継続してほしい。個人に支払うのではなく集落単位で支給することにより、集落の運営に役立っている。 |
| <p>佐賀県農業・農村議員連盟の勉強会 (11/19 佐賀県)</p> <p>〔佐賀県議会議員 計20人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の集落営農組織や認定農業者等担い手の必要性は変わらないため、継続した支援をお願いする。 ・農業政策においては、基本政策がぶれないようにしないと、現場の農家は混乱する。佐賀県も従来の制度で大変な努力を行い、今、ようやく定着してきた感あり。ここだけは残すとして、農政の基本事項を策定・継続するなど、農林水産省に頑張ってもらいたい。 |
| <p>コープ佐賀生協との意見交換会について (12/11 佐賀県)</p> <p>〔佐賀市コープ佐賀生協 計31人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率は41%だが、穀類だけにすると何パーセントか。また、食料自給率を下げているのはだれか。MA米の輸入もおかしい。減反して米を輸入しているのはつじつまが合わない。 ・農業を続けていくためには不景気なので野菜を作っている。今の状況ではボランティア精神がないと農業はやっていけない。 ・一旦、農家を離れてしまうとまたやろうとは思わない。農業の技術継承も昔は親から子へ引き継がれていたが、今は子も農業をしない後継者不足の中、今後農業はどうやって伸びていくのか。 ・食べ残しなどの問題で、学校の先生からも聞くが、子どもの食べ物のロスが多い。農業体験を通じて食の大切さを学ばせることが重要ではないか。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|--|---|
| <p>平成21年度「戸別所得補償制度」に関する説明会 (11/20 熊本県)</p> <p>〔管内各県職員等、管内市町村職員 計37人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、どのような施策体系でどのような品目に重点を置くのか、具体的に示していくようにしてほしい。 ・ これまで、担い手に事業を集中していたが、今後、どのようになっていくのか示してほしい。 |
| <p>意見交換会－九州農業を支える新しい力－ (12/21 熊本県)</p> <p>〔農業者（異分野経験を経て就農した者中心）・行政機関等 計9人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者を周りが支援する体制、ネットワークをつくる必要があるではないか。 ・ 新規就農のための研修を受け入れる農家には大きな負担が伴うので、受入側に対する支援が必要。また、受入農家の認識も重要であり、教育も必要ではないか。 ・ 補助金の出し方について、意欲のある者に対して出すことが重要ではないか。 ・ 農業者だけでなく消費者に対しても情報を出すことが重要。 |
| <p>「生活協同組合コープかごしま」との意見交換会 (11/26 鹿児島県)</p> <p>〔生活協同組合コープかごしま（理事長、会長理事、事務局、理事） 計31人が参加〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生協としても産直活動や地産地消、農協との提携、食育活動に取り組んできた。今後も一層進めるために、各地域や行政機関との連携が不可欠である。 ・ 日本は、中山間地が多く、零細な農家を中心であるが、そこが破綻してきている。農業の多面的機能を大切にして農家を育成してほしい。 ・ 貿易の自由化で農業が犠牲にされてきたと言われている。日本の農業を守り、自給率向上を真剣に考えて頂きたい。 ・ これまで、生産者との交流は行ってきたが、政策を行う立場の事情や難しさは今回のような機会がなければ、なかなか伝わらない。今後とも意見交換出来る場を希望する。 |

| シンポジウム・会議等名称 | 寄せられた主な御意見・御要望等 |
|---|---|
| <p>「食料・農業・農村基本計画の検討状況」及び「戸別所得補償制度に関するモデル対策」地域説明会 (12/16 沖縄県)</p> <p>〔 JA、市職員、米生産農家 計10人程度 〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自給率向上のため、大豆等間作物についての支援を充実させるべき。 ・ 離島等条件不利地域への言及も必要ではないか。 |